

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前		訂正後																																																																															
<p>入札公告（説明書） 競争参加資格要件等一覧表</p> <p>競争参加要件 業種区分：予定管理技術者に求める事項</p> <p>審査基準：技術者資格 掲載漏れ</p> <p>競争参加資格要件等一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>業種区分</td> <td>測量</td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td>同種業務</td> <td>業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td> </tr> <tr> <td>同種業務</td> <td>審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>手持ち業務量</td> <td>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。</td> </tr> <tr> <td>競争参加資格未資格者</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		業種区分	測量	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。	同種業務	業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。		<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量				審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。	同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。		<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量				手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。	競争参加資格未資格者	<table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table>	業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング	業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社	<p>競争参加資格要件等一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>業種区分</td> <td>測量</td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td>同種業務</td> <td>業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td>審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td> </tr> <tr> <td>同種業務</td> <td>審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>技術者資格</td> <td>①商業士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。 なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>手持ち業務量</td> <td>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が4億円以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。</td> </tr> <tr> <td>競争参加資格未資格者</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		業種区分	測量	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。	同種業務	業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。		<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量				審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。	同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。		<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量				技術者資格	①商業士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。 なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。	手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が4億円以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。	競争参加資格未資格者	<table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table>	業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング	業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社
業種区分	測量																																																																																
審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																
同種業務	業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																
	<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																																																											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																														
測量																																																																																	
審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																																																																
同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																
	<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																																																											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																														
測量																																																																																	
手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。																																																																																
競争参加資格未資格者	<table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table>	業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング	業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社																																																																												
業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング																																																																																
業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社																																																																																
業種区分	測量																																																																																
審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																
同種業務	業務実績情報システム(以下、「タタリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																
	<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																																																											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																														
測量																																																																																	
審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																																																																
同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に完結として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																
	<table border="1"> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> <tr> <td>測量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																																																											
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																														
測量																																																																																	
技術者資格	①商業士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。 なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。																																																																																
手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が4億円以上。 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た値の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「既入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は15件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務。																																																																																
競争参加資格未資格者	<table border="1"> <tr> <td>業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務</td> <td>受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング</td> </tr> <tr> <td>業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務</td> <td>受注者名) 大成エンジニアリング株式会社</td> </tr> </table>	業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング	業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社																																																																												
業種名) 保安点検業務等の実施に関する総目協定 保安施工管理業務	受注者名) 株式会社タタリス日本エンジニアリング																																																																																
業種名) 長野管理事務所管内 土木施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング株式会社																																																																																

訂正前

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うための競争参加者に提出を求める競争参加資格標準申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価方式		技術評価点(満点)	100点								
競争参加者の経験及び能力	実績等 企業の四種業務の実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に発注期間に受理しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</p> <p>①同種業務の実績が次のイ～に示す機関発注の業務</p> <p>イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村</p> <p>以下の場合に加点しない ①上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>25点</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	25点	25点	0点	0点		
経験	配点										
25点	25点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	実績等 企業の地域での業務実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に履行対象地域(長野県内)での公的機関等に受理しが完了した同種業務の実績について評価する。</p> <p>①実績がある ②上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等 企業の四種業務の成績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に受理しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する</p> <p>評価点=配点×a×<math>\frac{20}{(同種業務実績の業務評定点-70)}</math></p> <p>評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする</p> <p>業務評定点が96点以上の場合は、業務評定点を90点とする</p> <p>業務評定点が70点以下の場合は、業務評定点を70点とする</p> <p>① 発注組織係数</p> <p>② 発注組織係数</p> <p>③ 発注組織係数</p> <p>④ 発注組織係数</p> <p>⑤ 発注組織係数</p> <p>⑥ 発注組織係数</p> <p>⑦ 発注組織係数</p> <p>⑧ 発注組織係数</p> <p>⑨ 発注組織係数</p> <p>⑩ 発注組織係数</p> <p>⑪ 発注組織係数</p> <p>⑫ 発注組織係数</p> <p>⑬ 発注組織係数</p> <p>⑭ 発注組織係数</p> <p>⑮ 発注組織係数</p> <p>⑯ 発注組織係数</p> <p>⑰ 発注組織係数</p> <p>⑱ 発注組織係数</p> <p>⑲ 発注組織係数</p> <p>⑳ 発注組織係数</p> <p>㉑ 発注組織係数</p> <p>㉒ 発注組織係数</p> <p>㉓ 発注組織係数</p> <p>㉔ 発注組織係数</p> <p>㉕ 発注組織係数</p> <p>㉖ 発注組織係数</p> <p>㉗ 発注組織係数</p> <p>㉘ 発注組織係数</p> <p>㉙ 発注組織係数</p> <p>㉚ 発注組織係数</p> <p>㉛ 発注組織係数</p> <p>㉜ 発注組織係数</p> <p>㉝ 発注組織係数</p> <p>㉞ 発注組織係数</p> <p>㉟ 発注組織係数</p> <p>㊱ 発注組織係数</p> <p>㊲ 発注組織係数</p> <p>㊳ 発注組織係数</p> <p>㊴ 発注組織係数</p> <p>㊵ 発注組織係数</p> <p>㊶ 発注組織係数</p> <p>㊷ 発注組織係数</p> <p>㊸ 発注組織係数</p> <p>㊹ 発注組織係数</p> <p>㊺ 発注組織係数</p> <p>㊻ 発注組織係数</p> <p>㊼ 発注組織係数</p> <p>㊽ 発注組織係数</p> <p>㊾ 発注組織係数</p> <p>㊿ 発注組織係数</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>15～</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	15～	15点	0点	0点		
経験	配点										
15～	15点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等 企業の同一業種区分における表彰実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後にNEXCO東日本からの表彰を受けた業務のうち、競争参加資格における業種区分が本業務と同である場合に評価する。</p> <p>ただし、平成20年度以前に表彰を受けた業務のうち、(環境調査)「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれか又は「環境関係調査」上、(構想設計)「造園設計」のいずれか又は「土木設計」上、(電気設備設計)「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれか又は「施設設備設計」上、(発注組織係数)「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれか又は「環境関係調査」として同一業種区分とする。</p> <p>なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、最も高い表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>① 表彰実績がある ② 表彰実績がない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減する。</p> <p>① 文書警告 ② 口頭注意</p> <p>③ 留意事項 ④ 記載は不要である。</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>-2点</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>-1点</td> <td>-1点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	-2点	-2点	-1点	-1点	0点	0点
経験	配点										
-2点	-2点										
-1点	-1点										
0点	0点										
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 配置予定管理技術者の技術者資格	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>技術部門・科目・種別ごとに評価する。</p> <p>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>① 競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加資格」を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>② 上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	15点	15点	0点	0点		
経験	配点										
15点	15点										
0点	0点										
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(由)又は、女性管理技術者の配置がある ② 審査基準日において35歳以下であること</p> <p>③ 上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										

訂正後

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うための競争参加者に提出を求める競争参加資格標準申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価方式		技術評価点(満点)	100点								
競争参加者の経験及び能力	実績等 企業の四種業務の実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に発注期間に受理しが完了した同種業務の実績に対し評価する。</p> <p>①同種業務の実績が次のイ～に示す機関発注の業務</p> <p>イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村</p> <p>以下の場合に加点しない ①上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>25点</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	25点	25点	0点	0点		
経験	配点										
25点	25点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	実績等 企業の地域での業務実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に履行対象地域(長野県内)での公的機関等に受理しが完了した同種業務の実績について評価する。</p> <p>①実績がある ②上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等 企業の四種業務の成績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後に受理しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する</p> <p>評価点=配点×a×<math>\frac{20}{(同種業務実績の業務評定点-70)}</math></p> <p>評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする</p> <p>業務評定点が96点以上の場合は、業務評定点を90点とする</p> <p>業務評定点が70点以下の場合は、業務評定点を70点とする</p> <p>① 発注組織係数</p> <p>② 発注組織係数</p> <p>③ 発注組織係数</p> <p>④ 発注組織係数</p> <p>⑤ 発注組織係数</p> <p>⑥ 発注組織係数</p> <p>⑦ 発注組織係数</p> <p>⑧ 発注組織係数</p> <p>⑨ 発注組織係数</p> <p>⑩ 発注組織係数</p> <p>⑪ 発注組織係数</p> <p>⑫ 発注組織係数</p> <p>⑬ 発注組織係数</p> <p>⑭ 発注組織係数</p> <p>⑮ 発注組織係数</p> <p>⑯ 発注組織係数</p> <p>⑰ 発注組織係数</p> <p>⑱ 発注組織係数</p> <p>⑲ 発注組織係数</p> <p>⑳ 発注組織係数</p> <p>㉑ 発注組織係数</p> <p>㉒ 発注組織係数</p> <p>㉓ 発注組織係数</p> <p>㉔ 発注組織係数</p> <p>㉕ 発注組織係数</p> <p>㉖ 発注組織係数</p> <p>㉗ 発注組織係数</p> <p>㉘ 発注組織係数</p> <p>㉙ 発注組織係数</p> <p>㉚ 発注組織係数</p> <p>㉛ 発注組織係数</p> <p>㉜ 発注組織係数</p> <p>㉝ 発注組織係数</p> <p>㉞ 発注組織係数</p> <p>㉟ 発注組織係数</p> <p>㊱ 発注組織係数</p> <p>㊲ 発注組織係数</p> <p>㊳ 発注組織係数</p> <p>㊴ 発注組織係数</p> <p>㊵ 発注組織係数</p> <p>㊶ 発注組織係数</p> <p>㊷ 発注組織係数</p> <p>㊸ 発注組織係数</p> <p>㊹ 発注組織係数</p> <p>㊺ 発注組織係数</p> <p>㊻ 発注組織係数</p> <p>㊼ 発注組織係数</p> <p>㊽ 発注組織係数</p> <p>㊾ 発注組織係数</p> <p>㊿ 発注組織係数</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>15～</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	15～	15点	0点	0点		
経験	配点										
15～	15点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等 企業の同一業種区分における表彰実績	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>平成20年4月1日以後にNEXCO東日本からの表彰を受けた業務のうち、競争参加資格における業種区分が本業務と同である場合に評価する。</p> <p>ただし、平成20年度以前に表彰を受けた業務のうち、(環境調査)「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれか又は「環境関係調査」上、(構想設計)「造園設計」のいずれか又は「土木設計」上、(電気設備設計)「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれか又は「施設設備設計」上、(発注組織係数)「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれか又は「環境関係調査」として同一業種区分とする。</p> <p>なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、最も高い表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>① 表彰実績がある ② 表彰実績がない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										
競争参加者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減する。</p> <p>① 文書警告 ② 口頭注意</p> <p>③ 留意事項 ④ 記載は不要である。</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>-2点</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>-1点</td> <td>-1点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	-2点	-2点	-1点	-1点	0点	0点
経験	配点										
-2点	-2点										
-1点	-1点										
0点	0点										
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 配置予定管理技術者の技術者資格	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>技術部門・科目・種別ごとに評価する。</p> <p>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>① 競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加資格」を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>② 上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	15点	15点	0点	0点		
経験	配点										
15点	15点										
0点	0点										
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	<p>次の基準で評価する。</p> <p>評価基準</p> <p>① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(由)又は、女性管理技術者の配置がある ② 審査基準日において35歳以下であること</p> <p>③ 上記に該当しない</p>	<table border="1"> <tr> <th>経験</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> </table>	経験	配点	5点	5点	0点	0点		
経験	配点										
5点	5点										
0点	0点										